

## 大統領非常事態令に基づく内務省警備司令本部令の再発出について

令和2年10月13日

- 当地大統領府公式サイトは、10月12日、ビシュケク市内を対象として、ジェエンベコフ大統領が非常事態令の発令に再度署名したと発表しました。
- その非常事態令に基づき内務省本部（ГУВД）は、10月12日に再度「警備司令本部令」を発出しました。概要は以下の通りですが、大きな変更点は外出禁止時間の変更となります。

（1）外出禁止時間：22時から翌日5時（対象はすべてのキルギス国民、非キルギス国民、ただし、警備活動にあたる国家・地方職員は除く）

（2）ビシュケク市への出入りにおける特別体制（対象はすべてのキルギス国民、非キルギス国民）

（3）アルコール類販売制限：18時から翌日9時まで

（4）大規模デモを含むイベント禁止

（5）情勢を悪化させるような目的でのピラ作成、無線機等使用の禁止

●今後も、市内中心部ではデモ参加者による抗議集会・デモ等が継続して行われる可能性があります。デモ参加者は治安機関等と衝突した場合、石、レンガ、瓶等を投擲して抵抗し、さらに逃走する際に付近の商業ビル等に対して投石を行うなどの行為が認められます。

●上記外出禁止時間だけではなく、不要不急の外出は避け、万が一集会やデモが行われている場所等を確認したら、決して近づくことなく速やかにその場から離れてください。外出の際は、最大限の注意を持って行動するようにしてください。

### 【問い合わせ先】

在キルギス日本国大使館

所在地：ビシュケク市ラザコヴァ通り16番地

16, Razzakov Str., Bishkek, 720040, Kyrgyz Republic

電話番号：(0312) 300050 / 300051 FAX：300052

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>